

主な改定内容

1 配水管からメーターまでの指定材料表について (P8～10)

- (1) ダクタイル鋳鉄管のG X形等の材料を追加する。
- (2) 配水管からメーターの範囲で使用しない材料の削除及び、品目や備考欄の表記を整理する。
- (3) 公営企業局指定品のメーカー名や品番を記載した「給水装置用材料 指定品リスト」を、公営企業局ホームページに掲載する。

2 共同住宅における同時使用水量の算定方法について (P17)

- (1) 給水戸数が2戸までの場合の1戸当たりの水量を17 L/分→23 L/分に変更する。
(公営企業局HPに公開中の「水理計算書作成ツール」も合わせて変更する。)
- (2) ファミリータイプのみの場合でも「居住人数から予測する算定式」を適用可能とする。
- (3) 「居住人数から予測する算定式 (調査により提案された新たな方法)」を追加する。

3 その他

- (1) 口径75 mm以上のメーター前後の仕切弁及び不断水T字管の継手形式を、フランジ形からG X形に変更する。(P8・104)
- (2) メーターボックス裏のプレートへの指定業者名の記載を不要とする。(P104)
- (3) メーターから受水槽までの間で分岐し、直圧給水栓の設置を認める。(共同住宅の場合は従来通り直圧メーター系統に設置すること) (P54)
- (4) 押印要否の見直しに伴い書式等を変更する。(第4章・第12章)
- (5) 継手の接合要領の一部(各協会の技術資料の転載部分)を削除する。(P71・72)
- (6) その他現在の運用と相違がある部分を修正する。

以上